

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成12(2000)年に社会福祉法が制定され、地域福祉の推進が基本理念の1つとして掲げられました。そして、同法第107条(平成15(2003)年4月1日施行)の規定により、住民に最も身近な市町村が策定する計画として、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを整備する地域福祉計画が位置づけられました。

福祉に関する計画は、一般的には「高齢者」「障がい者」「児童」などの対象ごとに策定されますが、地域福祉計画は「地域」という視点で福祉に共通する課題を整理し、市民とともに、地域において支援を要する様々な人の生活を支えていくための計画です。

○社会福祉法より抜粋

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 計画策定の背景

いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎える2025年問題*が象徴するように少子高齢化はますます進み、それに比例するように介護が必要な方や生活困窮者など生活不安や困難を抱えた人たちが増えています。

また、住民の抱える福祉ニーズは、高齢者介護と子育て、障がい児の子育て、老々介護など複雑化、複合化しており、介護、子育て支援、障がい者福祉、困窮者対策など複数のサービスを必要とする世帯が増えています。

しかしながら、このような支援を必要とする人が増える一方で、介護職員不足など支援をする側の人たちの不足は、ますます深刻化しています。

このような中、高齢者福祉においては、高齢者が介護が必要となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム*の構築に向けた取組を進め、障がい者福祉においては、障がいのある方もその能力を存分に発揮できる環境の整備を推進し、共生社会の実現に向けた施策のより一層の充実を図っているところです。

これまでの福祉は、ややもすると行政から地域住民への給付という形をとってきました。しかしながら、これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方にに基づき、地域住民すべてにとっての福祉として、かつ、地域住民すべてで支える福祉に変わっていく必要があります。

さらに、大地震をはじめ、頻発する台風などによる豪雨災害に備え、地域の役割の重要性が再認識されています。

誰もがそれぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を目指し、市民、事業者、行政、福祉団体その他の関係機関が連携し、それぞれの役割を果たしながら、地域全体で支え合い、地域の実情に応じて、地域に根ざした福祉を推進していく必要があります。

3 計画の位置づけ

(1) 市の各計画との関係

本計画は、地域福祉を総合的に推進するため、社会福祉法第107条の規定で定められている事項及びその他地域福祉の推進に関する事項など、地域福祉を推進するための基本的理念及び方針について定めるものです。

また、本計画は、第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」を上位計画とし、あわせて、地区自治会連合会の区域を単位として各地区において策定した地域別計画*にも即しつつ、おだわら高齢者福祉介護計画、おだわら障がい者基本計画、小

田原市食育推進計画、小田原市子ども・子育て支援事業計画、小田原市健康増進計画などの個別・分野別計画についての地域福祉を推進するうえでの共通する理念や方針を明らかにし、その推進方向と具体的な推進施策などを定めるものであり、総合計画と個別・分野別計画の中間に位置づけられる計画です。

(2) ケアタウン構想との関係

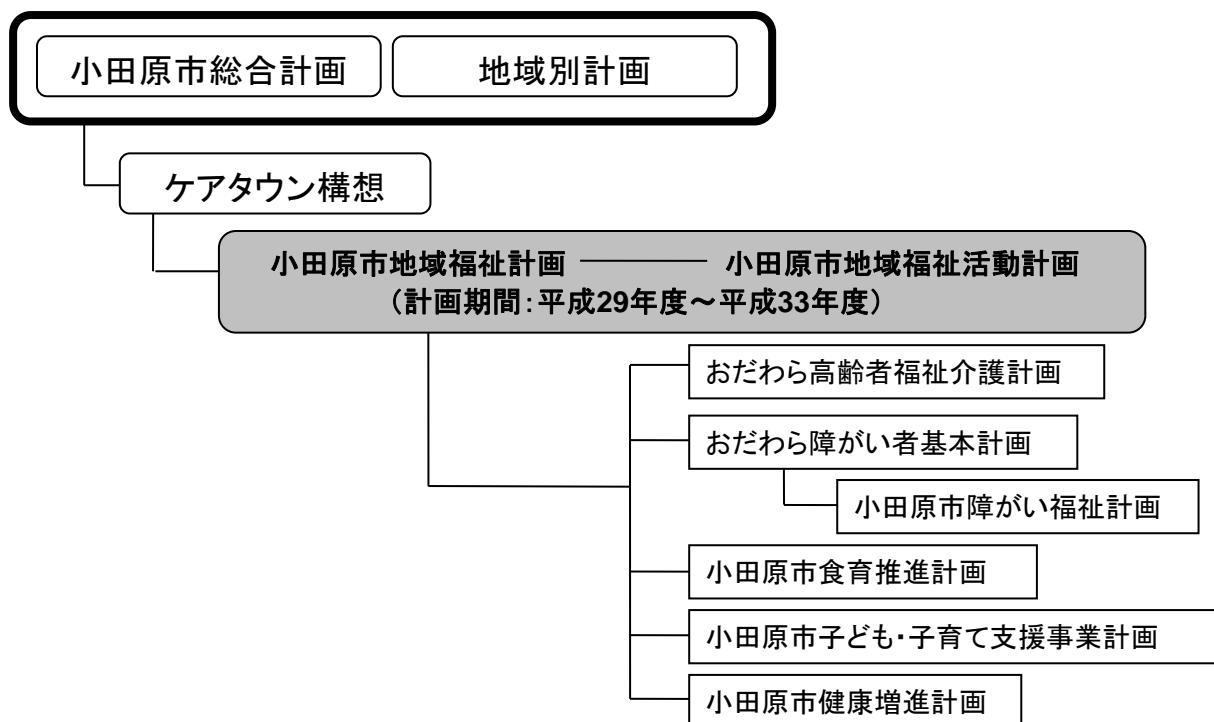
ケアタウン構想は、平成22年に策定した本市が進める高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要としている方々を、制度的な枠組みを越えて、市民、事業者、行政等が一体となって支える仕組みです。地域福祉計画は、このケアタウン構想を推進するための地域福祉の取組を示す計画となります。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体化

本計画は、小田原市社会福祉協議会*が策定する地域福祉活動計画と一体となった計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉計画を補完・補強するものとして、住民などによる福祉活動及び地域福祉計画の実現を支援するための民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画とが一体となった計画にすることにより、実際に地域福祉の推進に携わる地域の方々に本市全体の地域福祉の取組方針や内容をわかりやすく示した実践的な計画です。



ケアタウン構想の体系

基本理念

『いのちを大切に
する ケアタウン
おだわら』

基本目標

～市民一人ひとりが地域福祉を「自分自身の問題」と捉え、主体的に行動するまち～

～市民、事業者、行政等が協力して支援する体制が整備され、誰もが安心して暮らせるまち～

～市民一人ひとりが、自分にあったサービスを受けられるまち～

取組の方向性

- 1 人材・担い手の育成
- 2 市民意識の向上
- 3 福祉教育の推進
- 4 相談・交流の場の確保
- 5 交流の仕組みづくり
- 6 団体間の連携促進
- 7 相談体制の充実
- 8 情報提供の充実
- 9 生活支援サービスの提供
- 10 災害時支援体制の充実

4 計画の期間

本計画は、平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度までの 5 年間を計画の期間とし、必要に応じて見直しを行います。

計画の名称	計画期間	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
小田原市地域福祉計画	H29～H33		■	■	■	■	■	
小田原市地域福祉活動計画	H29～H33		■	■	■	■	■	
第6期おだわら高齢者福祉介護計画	H27～H29		■	■	■	■		
おだわら障がい者基本計画	H29～H34		■	■	■	■	■	■
小田原市食育推進計画	H29～H34		■	■	■	■	■	■
小田原市子ども・子育て支援事業計画	H27～H31		■	■	■	■	■	■
小田原市健康増進計画	H25～H34		■	■	■	■	■	■
第5次小田原市総合計画 「おだわらTRYプラン」	H23～H34		■	■	■	■	■	■